令和８年５月 27 日
監 査 委 員 決 定

令和７年度江戸川区各会計歳入歳出決算及び
江戸川区基金運用審査実施要領

１ 根拠法令

地方自治法第２３３条第２項及び同法第２４１条第５項

２ 審査の方針

令和８年度監査計画に基づき、区長から送付された令和７年度一般会計及び特別会計の決算書、関係書類並びに基金運用状況書類について、決算計数及び執行状況の確認・分析などの審査を行う。

３ 審査の期間

令和８年７月 13 日（月）から令和８年９月上旬

４ 審査の範囲

提出のあった、諸書類その他政令で定める書類。

５ 審査の方法

監査委員は関係部課長等の出席を求め、事前に提出された各様式の資料等を基に説明を受け、質疑応答による審査を実施する。

監査委員事務局は監査委員の命を受け、提出のあった関係資料、諸書類その他政令で定める書類帳簿等の審査を行う。

６ 審査の観点

（１）決算計数に誤りがないか。
（２）財政運営は健全かつ効率的に行われているか。
（３）財産管理は適正になされているか。
（４）予算執行は合法的かつ効率的に行われているか。
（５）会計諸帳簿の記載整理は正確かつ遅滞なくなされているか。

７ 審査の通知及び関係資料の提出

審査に伴う概要説明聴取通知は、江戸川区監査委員条例４条の規定に基づき通知し、併せて資料の提出を求める。

８ 意見書の提出等

意見書は、監査委員協議会で決定後、令和８年第３回江戸川区議会定例会開催初日の１週間前に区長に提出する。

また、区議会定例会終了後、江戸川区ホームページに掲載する。

９ その他

以上のほか、必要な事項は監査委員が定める。